

中小企業も対象に！ パワーハラスメント 防止措置の義務化

【2022年4月1日】

2019年に改正された労働施策総合推進法において、職場におけるパワーハラスメント対策は企業の義務となりました。この対象であったのは大企業だけでしたが2022年4月には中小企業も対象になります。

これによりすべての企業に対し、法的に明確化されたパワハラ基準に基づく具体的な防止措置への取り組みが義務づけられます。

職場における「パワーハラスメント」の定義は、職場で行われる次の①～③の要素全てを満たす行為を言います。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

そして、職場におけるパワーハラスメントを防止するために事業主が講じなければならない措置は次のとおりです。(表2)

表2

事業主の方針等の明確化及び周知・啓発	パワハラの内容、それらを行ってはならない旨の方針を明確化し、行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること。
相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備	相談窓口をあらかじめ定め労働者に周知し、相談窓口担当者が相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること。
職場におけるパワハラに関する事後の迅速かつ適切な対応	事実関係を迅速かつ正確に確認し、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行い、事実関係を確認した後、行為者に対する措置を適正に行うこと。また再発防止に向けた措置を講ずること。(事実関係が確認できなかった場合も含む)
併せて講ずべき措置	相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること。また相談したこと等を理由として解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

酒気帯びの有無の 確認等の義務化

運送業や運搬業など運ぶことを

業務としている「緑ナンバー」で義務化されていたアルコール検知器でのチェックについて、あらたに自社製品の配送など「白ナンバー」の車を一定の台数以上使う事業者も対象になります。

対象となるのは、乗車定員が11人以上の白ナンバー車1台以上を保持、または白ナンバー車5台以上を保有する企業です。このとき、原付をのぞくオートバイは0.5台として計算されます。

【2022年4月1日】

●酒気帯びの有無の確認
運転前後の運転者に対し、目視等（顔色、呼気の臭い、声の様子等）により酒気帯びの有無を確認する。

●記録の保存

確認内容を記録し、1年間保存する。

【2022年10月1日】

●アルコール検知器の使用義務
アルコール検知器は、酒気帯び

の有無を音、色、数値等により確認できるもの。

●アルコール検知器を常時有効に保持

アルコール検知器は、正常に作動し、故障がない状態で保持する（定期的に故障の有無を確認する）こと。

☝ 義務化に向けて企業が準備すべきこと

①安全運転管理者の選任

一定台数以上の自動車の使用者は、車を使用する事業所ごとに「安全運転管理者」を選ばなければならない。安全運転管理者には次のような業務があります。

- ▽交通安全教育
- ▽運転者の適性等の把握
- ▽点呼と日常点検
- ▽運転日誌の備え付け
- ▽安全運転指導等

②アルコール検知器の準備

事業所に配備するアルコール検知器の準備を進めましょう。また検知器のセンサーには寿命がありますのでメンテナンスも定期的に行いましょう。

③点呼記録

乗車前と乗車後に検査し、記録・保存します。

成年年齢の引き下げ

明治9年以来、20歳とされてきた成年年齢は、近年、選挙権年齢の引き下げなど、国政上の重要な事項の判断に参加してもらうための政策が進められてきました。ま

た、世界的にも成年年齢を18歳とするのが主流であることも踏まえ今回、成年年齢が18歳に引き下げられることとなりました。引き下げにより2022年4月1日の時点で、18歳以上20歳未満の方は、施行日に成年に達することになります。2004年4月2日生ま

以降の方は、18歳の誕生日に成年に達することになります。	18歳以外の国 (OECD加盟国)
	19歳：韓国 20歳：日本、ニュージーランド
	※OECD(経済協力開発機構)は欧州諸国を中心に、日・米を含め、38ヶ国の先進国が加盟する国際機構。
成年年齢18歳の国 (OECD加盟国の一例)	アメリカ合衆国、イギリス、イスラエル、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、チリ、デンマーク、ドイツ、トルコ、ノルウェー、フランス、ベルギー、ポルトガル、メキシコ等

成年年齢の引下げによって、変わることも、変わらないことがあります。(表3)

また、企業活動を行う上で、顧客や従業員との契約等に関して変更が生じる可能性もありますので実務対策も整理しておきましょう。

これらの他にも多くの法改正があります。詳細は各省庁HPなどでご確認のうえ、早めの対応を心掛けましょう。

(主な法改正・施行)

- ・電子帳簿保存法 (2022年1月1日施行)
- ・個人情報保護法 (2022年4月1日施行)
- ・厚生年金保険法・健康保険法 (2022年10月1日施行)

表3

18歳になったらできること (変わる事)	20歳にならないとできないこと (変わらない事)
<ul style="list-style-type: none"> ●親の同意を得なくても契約できる <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話の購入 ・部屋の賃貸借 ・クレジットカードを作る ・車、バイク購入のローンを組む ●10年有効のパスポート取得 ●医師・歯科医師・獣医師の免許取得 ●公認会計士や司法書士などの資格取得 ●性同一性障害の人が、家庭裁判所において性別の取扱いの変更審判を受けることができる ●女性が結婚できる年齢が16歳から18歳になる ●訴訟の提起 ●親権に服することがなくなるので自分の意志で決めることができる <ul style="list-style-type: none"> ・自分の住む場所 ・進学、就職など進路を決める ・自身の財産管理 ●裁判員候補に選ばれる 	<ul style="list-style-type: none"> ●飲酒 ●喫煙 ●競馬・競輪・モーターボートなどの公営ギャンブル ●養子をとる ●国民年金保険者の資格
	現在でも18歳になったらできること
	<ul style="list-style-type: none"> ●国民投票の投票 ●選挙の投票や選挙運動 ●男性の結婚 ●深夜労働 ●パチンコ ※ただし、高校生の「深夜労働」「パチンコ」は多くの学校・企業が禁止しています